

船舶事故調査報告書

平成23年12月8日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 石 川 敏 行

事故種類	乗組員死亡
発生日時	平成23年9月24日（土） 11時30分ごろ
発生場所	山口県下関市角島 ^{つの} 南西方沖 角島灯台から真方位192° 1,500m付近 （概位 北緯34° 20.3′ 東経130° 50.3′）
事故調査の経過	平成23年9月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A プレジャーボート ^{りゅうしょう} 隆 翔 丸、3.1トン 291-31421山口、個人所有 9.08m (Lr) × 2.58m × 0.93m、FRP ディーゼル機関、139.75kW、平成3年7月21日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成15年11月7日 免許証交付日 平成20年10月8日 （平成25年11月9日まで有効） 同乗者 男性 67歳
死傷者等	死亡 1人（船長A）
損傷	左舷船首部外板の2か所に擦過痕、操舵室前面左側の窓ガラスを破損
事故の経過	A船は、船長A及び同乗者1人が乗船して下関市特牛 ^{こつし} 港を出港し、平成23年9月24日07時50分ごろ、角島灯台から真方位192° 1,500m付近の水深約20mのところ左舷船首部から錨を入れ、錨泊して釣りを行った。 船長Aは、目標の釣果を達成したので釣りをやめて帰港することとし、11時29分ごろ、錨索を左舷船首部に設置された錨台のローラーに掛け、左舷外板の内側に沿わせて操舵室の左舷外側に設置された揚錨用のローラー（以下「本件ローラー」という。）にとり、本件ローラーの船首側に立って船尾方を向き、本件ローラーを始動して錨索の巻揚げを開始した。 同乗者は、船長Aが巻き揚げた錨索の整理を手伝うことにし、前部甲板の中央付近で船首方向を向いて足を広げ、下を向いた姿勢で巻き揚げられた錨索を甲板上にコイルしていた。 同乗者は、11時30分ごろ、後方で「ゴロゴロ」という音がしたので、船長Aが錨の巻揚げをやめたものと思って振り向いたところ、船長A

	<p>が本件ローラー付近で頭部を船尾方向に向けて仰向けの状態で倒れており、船長Aの近くに錨があるのを認めた。</p> <p>同乗者は、11時35分ごろ、海上保安庁に118番通報して救助を要請し、A船の西方約50～60mのところでは錨泊していた漁船（以下「B船」という。）に大声と手招きにより救助を求めた。</p> <p>B船は、A船の西方で錨泊して一本釣り漁を行っていたところ、B船の船長（以下「船長B」という。）が、A船の船首部で黒いような物が跳ねて船尾方向に飛んだのを目撃し、同時に「ワッ」という叫び声を聞いたので、何か事故が発生したのではないかと思い、釣り具を片付けて錨を揚収した。</p> <p>船長Bは、A船の同乗者が助けを求めていたので、B船をA船に横付けして乗り込み、A船を操船して船長Aを特牛港まで運んだ。</p> <p>船長Aは、病院に搬送されたが、12時45分に死亡が確認された。</p> <p>死体検案書によれば、船長Aの死因は、頭蓋骨陥没骨折及び脳挫創であった。</p>	
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 北、風速 約7～8m/s、視界 良好</p> <p>海象：波高 約50cm、うねり なし</p>	
<p>その他の事項</p>	<p>船長Aは、本事故発生時、頭部を船尾方向に向けて仰向けの状態で倒れており、目を開けていたが意識はなく、額が陥没していた。</p> <p>A船の錨は、重さ約20kgのストックアンカー（鉄棒で作製した二爪錨）であり、錨の長さ約1.7m、爪の長さ約1.2m及びストックの長さ約1.0mであった。</p> <p>錨索は、直径約20mm及び長さ約100mの合成繊維索であり、アンカーリングに取り付けられた長さ約1.5mの錨鎖につながれていた。</p> <p>錨台のローラーと本件ローラーとの間の距離は、約4.80mであった。</p> <p>本件ローラーの発停スイッチは、本件ローラー付近の操舵室外部前面に設置されていたが、発停の切換えができるだけであり、巻揚げ速度の調整を行うことはできなかった。</p> <p>左舷船首部外板には、左舷船首部の錨台の下部で少し船尾側の2か所に擦過痕があったが、錨には、擦過痕などが認められなかった。</p> <p>同乗者は、小型船舶操縦免許を有していたが、A船を操船しなかったため、A船の付近で操業していたB船に救助を求めた。</p> <p>船長Aは、身長約174cmであり、本事故当時、頭部に帽子などを被っていないかった。</p> <p>B船は、水深約20mのところでは錨索を約23～24m出して錨泊していた。</p>	
<p>分析</p>	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>船長Aの死因は、頭蓋骨陥没骨折及び脳挫創であった。</p> <p>A船は角島南西方沖において揚錨作業中、船長Aが、本件ローラーを使用して同作業を行っていたところ、左舷船首部の錨台付近に揚がった錨が跳ねて船尾方向に飛んだことから、頭部に当たっ</p>

		<p>て死亡した可能性があると考えられる。</p> <p>A船の錨は、左舷船首部の錨台付近に揚がった際、錨が錨台下部の船体に引っ掛かり、引っ掛かった状態で巻揚げを続けたことから、錨が外れた反動で跳ねた可能性があると考えられるが、本件ローラーの操作、錨索の巻揚げ及び錨が船体に引っ掛かった状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、A船が角島南西方沖において揚錨作業中、船長Aが本件ローラーを使用して同作業を行っていたところ、左舷船首部の錨台付近に揚がった錨が跳ねて船尾方向に飛んだため、頭部に当たったことにより発生した可能性があると考えられる。</p>	